

秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会構成員による説明会
結果概要

1 日時

令和2年12月24日（木） 10時30分から11時20分

2 場所

秋田県産業技術センター研修館2階 講堂（秋田県秋田市新屋町砂奴寄4-11）

3 構成員参加者

経済産業省 武藤課長補佐、
国土交通省 針谷課長補佐、
農林水産省 小林計画官、
秋田県産業労働部 齋藤新エネルギー政策統括監、
能代市環境産業部 尾張部長、
三種町企画政策課 加藤課長補佐、
男鹿市総務企画部 佐藤部長、
秋田県漁業協同組合 工藤専務理事、
能代市浅内漁業協同組合 大高代表理事組合長、
三種町八竜漁業協同組合 田中代表理事組合長、
秋田大学大学院理工学研究科 中村教授

4 次第

- 1 開会
- 2 説明事項 協議会意見とりまとめについて
- 3 質疑応答
- 4 閉会

5 配布資料

- ・秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会構成員による説明会 次第
- ・秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会意見とりまとめ

6 議事概要

●＜説明事項＞協議会意見とりまとめについて

- 秋田県：配布資料「秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会意見とりまとめ」に沿って説明
- ・ 「協議会意見とりまとめ」に記載した留意事項について、公募から発電事業終了までの全過程において留意することを選定事業者に求める。

- ・ 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ・ 選定事業者は、発電事業の実施に当たって、協議会構成員となっている関係漁業者の了解を得ることとされているため、丁寧な協議を行うこと。
- ・ 選定事業者は、今後設置される基金への出捐等を通じて、発電事業で得られた利益を還元することにより、地域や漁業との協調・共生策を講じること。基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とすること。
- ・ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うほか、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。
- ・ 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講じること。
- ・ 今後、選定事業者が計画を進めていく中で、新たな問題が発生し、認定された公募占用計画を変更せざるを得ない場合も想定される。その際にも、協議会や関係漁業者等への情報提供や協議を丁寧に行っていただきたい。

● **秋田県漁業協同組合：配布資料なし**

- ・ 協調・共生策として基金への出捐等とあるが、漁協としては、地元自治体への基金の設置だけではなく、直接漁協に支援いただくことも考えている。具体的な内容は事業者選定後に事業計画が示されてから協議したいと考えている。基金への出捐金額については毎年度同額ということではなく、各年度の対策に必要な額を出捐いただき、合計額が売電年収入額の0.5%程度となるようにと考えている。
- ・ 風車の立地により、従来と同様の海域利用ができなくなることや回遊魚への影響が懸念されることから、風車を建設する当該海域のみではなく、隣接する海域も含めた対策をお願いしたい。その為の漁業協調・共生策の項目として考えられるのは、新しい漁場の造成、後進の人材育成支援、沖合に漁場を展開することとなる場合の設備支援等。
- ・ 万一、洋上風力により漁業に影響が出てきた場合には、減収分の補填措置を行う等、漁業者の不安を解消していただくことも大変重要。
- ・ 一般市民の方との共存共栄という観点では、このエリアで漁獲された新鮮な魚介を楽しめる場として、各種イベントでの提供や学校給食への提供などのほか、風車の海洋レジャーへの活用などが考えられる。
- ・ 漁業影響調査については、事業者選定後に調査手法の検討を開始すると、通年調査の時機を逸してしまうことになりかねない。秋田県八峰町及び能代市沖における協議会において、漁業影響調査手法について検討を依頼しており、同協議会での調査

手法の検討を踏まえた漁業影響調査をお願いしたい。

- ・ 風車の設置位置については、事業者選定後に具体的な協議をされることと思うが、促進区域の中でも、この場所への設置は同意出来ないという場所が出てくるのが想定されることに御留意いただきたい。
- ・ 風車周辺での船舶運航ルールについては、選定事業者が主体となって決めるということではなく、その海域の利用者との合意により決定されることに御留意いただきたい。

<質疑応答>

[質問 1]

風車をどこに設置してもいいものではないという点は事業者としても尊重したいと考えているが、促進区域の中で設置に同意できない地点が現段階でわかっているのであればお示しいただきたい。

[回答 1]

基本的には漁船の航路になっている部分、漁場として有効に活用されている箇所など漁業の実態に即して判断することとなる。時点により変わりうるものなので、現段階で一律に示すことは困難である。

[質問 2]

漁業共生策の基金への出捐について、漁協への追加的な支援のために協議会とりまとめで示されている目安以上の出捐は、公募占用計画の評価においてプラス評価になるのか。

[回答 2]

基金への出捐額の多寡のみをもって評価が高くなるということはない。地域共生策の提案があれば、各者の提案を相対的に比較し、また都道府県知事等の意見も踏まえて評価することはあり得る。

[質問 3]

基金の目安として0.5%と示されているが、各自治体への分配割合などはどのタイミングで協議されるのか。

[回答 3]

選定事業者を協議会メンバーに加えた上で、協議会において協議することになると思うが、具体的にはまだ決まっていない。

[質問 4]

基金への出捐金について、行政側から基金への使途について御意見があれば伺いたい。

[回答 4]

秋田県としては、選定事業者を含め、市町村や漁業関係者等と協議して決めていくこととなるため、選定事業者が決まった段階で協議して決めていきたいと考えている。

[質問 5]

さきほど県漁協から風車の設置位置について事前に相談していただきたいという話があった一方、公募のルールでは、地元関係者との接触について制限がある。公募の遵守事項を踏まえながら、設置位置について協議を行うことは接触制限に抵触しないという理解でよいか。

[回答 5]

県漁協からは、今の段階で風車の設置に同意できない地点について示すことは困難であるという話もあったので、実際に公募期間中に事前協議が対応可能かという点についても改めて確認させていただく。

【説明会後の補足回答】

風車の設置に同意出来ない場所については、漁協からは現段階で一律にお示しすることはできないと申し上げており、結論としては、協議会意見とりまとめに書いてあるとおり、洋上風力発電設備等の設置位置については選定事業者が漁業への影響を十分に考慮し、関係漁業者への丁寧な説明と協議を行うこととする。したがって公募期間中に風車の設置位置について関係漁業者と協議することは想定していない。

選定事業者との協議の際には、事業計画の概要を踏まえ、20年以上にわたる事業である点も勘案した上で、漁協として将来にわたって確保しておきたい漁場について協議することを考えている。

[質問 6]

漁業影響調査の手法について、事業者選定前に調整を始めてほしいという県漁協からの意見について、協議会の場で調査手法の検討がなされるのか、それとも事業者と県漁協の個別の協議となるのか、方針があればお伺いしたい。

[回答 6]

八峰町及び能代市沖における協議会において秋田県漁協から同様な指摘があり検討を行っているところであるが、当該協議会において調査手法の考え方についてとりまとめれば、それを選定事業者が行う漁業影響調査の手法としていただくことは考えられる。